

【公開版】

2021年4月8日
日本原燃株式会社

ウラン濃縮加工施設の技術基準適合性の補足説明における基本ロジック

1. 今回の技術基準適合性の補足説明の内容

- ・コメント回答として修正した内容の説明（資料①～⑩）
- ・説明を行った結果を反映した資料（資料提出のみ）（資料⑪～⑭）

【コメント回答として修正したもの（説明対象）】

- ①濃縮個別 05-1 技術基準への適合に係る要求事項と申請書の関係性の整理について
- ②濃縮個別 07 放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料
- ③濃縮個別 08 加工施設の耐震性に係る補足説明資料
- ④濃縮個別 10 加工施設の火災防護に係る補足説明資料
- ⑤濃縮個別 16 警報設備等に係る補足説明資料
- ⑥濃縮個別 19 加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料
- ⑦濃縮個別 21 非常用電源設備に係る補足説明資料
- ⑧濃縮個別 22 変更を伴う設備の設定根拠について
- ⑨濃縮個別 23 工事の方法に係る補足説明資料
- ⑩濃縮個別 24 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの補足説明資料

【説明を行った結果を反映した資料（資料提出のみ）】

- ⑪濃縮個別 06 核燃料物質の臨界防止に係る補足説明資料
- ⑫濃縮個別 12 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料
- ⑬濃縮個別 14 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に係る補足説明資料
- ⑭濃縮個別 15 加工施設の内部飛散物による損傷防護に係る補足説明資料

2. 今後の濃縮の設工認の進め方について

設工認の記載項目のうち、全社共通の整理状況を踏まえて対応する必要があると考えているものは、①基本設計方針、②工事の方法、③準拠規格及び基準、④仕様表、⑤添付設備リスト、⑥品質マネジメントシステムがあり、以下に基本的な対応方針を示す。

- ▶ ①～⑤（基本設計方針等）については、今後、全社共通で示される共通的な記載方針（基本設計方針の変更前後の記載の考え方、仕様表の記載項目の考え方等）の必要事項を反映し、濃縮の整理結果を示す。
- ▶ ⑥（品質マネジメントシステム）は、第3回までの認可実績及び保安規定との整合を整理した「補足説明資料」に沿って記載の充実を図る。なお、今後、全社共通で示される共通的な記載方針を踏まえ必要により反映する。